

出店規約（近鉄ハイキング マルシェ）御所市

第1条 対象イベント情報

1. イベント名称 歴史と自然が調和する葛城山の麓を訪ねて
～御所市×葛城市×近鉄～
2. 開催日時 令和8年11月3日（火・祝）
9：00から15：00（予定）まで
3. 開催場所 葛城市歴史博物館前
4. 搬入開始時間 10：00から
※午前11時には最初にスタートした参加者の到着が予測されますので、出店準備の完了をお願いします。
5. 搬出開始時間 15：00から（状況により前後します）
6. イベントの中止 当日、午前6時30分以降の近畿日本鉄道ホームページにて告知（※詳細は募集要項に記載）
7. 開催目的 近鉄ハイキング～歴史と自然が調和する葛城山の麓を訪ねて～（以下、「イベント」という。※葛城市、御所市共催）が開催されます。イベントには近畿圏内より多数の参加者で賑わうと予想されます。ゴール周辺は休憩の方や帰りの電車を待たれている方で多数の方の滞留が予測されるため、出店事業者のPRの場を創出し、再度、御所市に訪れていただく周遊型観光のきっかけづくりを目的とします。
8. 出店条件 本出店規約第2条のとおり。

第2条 出店に関して（出店条件）

1. 上記イベントに出店する者は、本出店規約を十分理解した上で、「出店申込書」と「観光誘客に関する意向調査書」に必要事項を記載の上、「当日にPRで使用するショップカードやチラシ等の配布物または看板等の掲示物（写真も可）」と合わせて、期日までに1部提出をしなければならない。
2. 出店料無料。
3. 現場での調理を要する飲食物の販売は「露店形態による営業許可」を有する者、または開催の前日までに取得予定の者とする。
4. 食品を扱う出店者は奈良県中和保健所の指導に従い、承諾を得ること。
5. 出店者は御所市内で事業を行っている者で、イベント当日にお店のPR（チラシやショップカードの配布等）や、事業所や定期的に出店している場所へ再度足を運んでいただく為に、看板等での案内も行うこと。
6. 御所市観光施設台帳へ「観光誘客に関する意向調査書」の情報登録に同意する者。

第3条 出店ブース

1. 通常出店ブースは2m×2m、キッチンカースペースは2台分
2. 1事業者につき1ブースの使用とする。
3. 出店ブースの割り当ては主催者側で行い、位置等の要望には応じない。
4. 会場、付属設備を破損または汚した場合は、出店者が実費補修費等を負担すること。
5. 調理を行う場合、各出店者の責任において元の状態に復旧すること。
6. テント、長机、パイプ椅子、ガス、電源、水等は出店者が各自で用意すること。

第4条 出店品

1. 盗難、事故等に関しては、各出店者の責任において処理すること。
2. コピー商品等他人の著作権、肖像権等を侵す商品の販売を行わないこと。
3. 製造物責任法(PL 法)や食品衛生法等の諸法律に基づき、販売商品について各出店者で責任をもって対応すること。
4. 酒税法上の酒類販売業免許を持つ者のみが、その場で消費されない（お土産用）アルコール類の販売を行うこと。

第5条 売上げ等

1. いかなる場合も、売上げ、準備費用、人件費等出店に係する経費の保証は一切行わない。

第6条 厳守事項

1. ゴミは各自で持ち帰り、終了後のブース周りの掃除は必ず行うこと。
2. 搬入・搬出に際して、主催者から割り当てられた順番・時間を厳守すること。
3. 周辺道路への違法駐車は固く禁止する。
4. 敷地内の水道は使用できません。
5. 公序良俗に反する出店や、開催趣旨に反する出店は禁止する。
6. 勧誘、募金、寄付等の行為や他の出店者への迷惑となる行為を禁止する。

第7条 出店許可の取消しに関して

- ・主催者側の判断により、不適切な行為や上記規約に違反する行為が認められた場合は、出店許可を取り消す。

第8条 注意事項（出店中止について）

- ・万一のトラブル（食中毒など）の場合、責任は出店者本人となり、主催者はその責任の一切を負わない。未然にトラブルを防ぐよう品質管理、衛生管理、防火管理等の徹底を行うこと。
- また、上記のようなトラブルが理由で主催者側が出店継続不可能と判断した場合は、出店を中止する場合がある。その時は売り上げ等、出店に係する経費の補償は一切行わない。